

# ビタミンM NO.47

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (平成28年4月号)

## <今月のトピックス>

- ・労使協定締結していますか！？
- ・雇用保険法改正について

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

## 労使協定締結していますか！？

### 労使協定とは？

事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその**労働組合**、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは**労働者の過半数を代表する者と使用者との間で締結**する書面による協定で、労働基準監督署への届出が必要なものと、そうでないものがあります。

労使協定の締結の対象となる事項は法律で定められており、**締結により法定の規制を解除したり、罰則を免れる効果(免罰的効果)**が生じます。

⇒例えば「**時間外労働に関する労使協定(36協定)**」は、本来禁止されている法定労働時間外の労働について、この協定を締結し届け出ることで、罰則を受けることなく時間外労働を命ずることができるようになります。

労使協定の種類	根拠法令	届出
労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合の労使協定	労働基準法第18条	○
賃金から法定控除以外のものを控除する場合の労使協定	労働基準法第24条	×
1ヶ月単位の変形労働時間制に関する労使協定	労働基準法第32条の2第2項	○
フレックスタイム制の労使協定	労働基準法第32条の3	×
1年単位の変形労働時間制の労使協定	労働基準法第32条の4	○
1週間単位の非定型的変形労働時間制の労使協定	労働基準法第32条の5第3項	○
休憩の一斉付与の例外に関する労使協定	労働基準法第34条第2項	×
時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)	労働基準法第36条第1項	○
事業場外労働のみなし労働時間制に関する労使協定	労働基準法第38条の2第3項	○
専門業務型裁量労働制に関する労使協定	労働基準法第38条の3第2項	○
年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定	労働基準法第39条第6項	×
年次有給休暇の賃金を標準報酬日額で支払う場合の労使協定	労働基準法第39条第7項	×
年次有給休暇の時間単位付与に関する労使協定	労働基準法第39条第4項	×
育児休業及び介護休業等の適用除外者に関する労使協定	育児介護休業法第6条、第12条、第16条の3、6	×
継続雇用制度に関する労使協定	高年齢者雇用安定法第9条	×

必要な労使協定がすべて締結できているか、ご確認ください。



## 雇用保険法改正について

① 雇用保険法が改正されると聞きました。どのような改正なのでしょうか。

② 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されていますが、3月23日現在、法律案は成立していません。国会で審議され、法律案が成立すれば、次のような制度変更が行われます。

③ ① **雇用保険料率の引下げ**  
(平成28年4月1日施行)  
※一般の事業の場合

	平成27年度	平成28年度
労働者負担	5/1000	<b>4/1000</b>
事業主負担	8.5/1000	<b>7/1000</b>

④ ② **介護休業給付の給付率引上げ**  
賃金の40%⇒**67%** (平成28年8月1日施行)

⑤ ③ **65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とする。**(平成29年1月1日施行)

④ **失業等給付の受給者が、早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率引き上げ**  
(平成29年1月1日施行)

④ では、今年の4月から雇用保険料率が変わる可能性があるのですね。

⑤ はい。法律案が成立した場合、従業員の給与から預かる雇用保険料率を変更する必要があります。法律案の成立については、厚生労働省よりお知らせがあると思いますので、情報はこまめにチェックしておいてください。

雇用保険制度

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ 「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 社会保険労務士 竹中 道代

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: kcr@nkgr.co.jp

作成日: H28.3.23  
**NK-GROUP**

イラスト協力: WANPUG